



物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、物品等の調達事例等の情報の共有により障害者優先調達の推進に努めるものとする。

- (3) 障害者優先調達を促進するため、例えば、障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、その概要を速やかに独立行政法人都市再生機構ホームページに公表する。



